

四日市市契約施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第23号

四日市市契約施行規則の一部を改正する規則

四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(契約保証金)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p><u>5 契約の相手方は、前項の規定による保険証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保険証券を提出したものとみなす。</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 契約の相手方は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保証委託契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証証書を提出したものとみなす。</u></p>	<p>(契約保証金)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p><u>5 (略)</u></p>

<p><u>8</u> (略)</p> <p>(契約保証金の納付の特例)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> <u>契約の相手方は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保証委託契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証証書を提出したものとみなす。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p>	<p><u>6</u> (略)</p> <p>(契約保証金の納付の特例)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>
<p>(契約保証金の納付の特例)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> <u>契約の相手方は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保証委託契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証証書を提出したものとみなす。</u></p>	<p>(契約保証金の納付の特例)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(総務部調達契約課)